

## 富田林市要綱第11号

### ふるさと富田林応援団設置要綱

#### (設置)

第1条 本市の魅力を地域の内外に広く発信し、本市の知名度の向上及び都市ブランドの醸成並びに市外からの本市政への協力の機会の創出を図るため、ふるさと富田林応援団（以下「応援団」という。）を設置する。

#### (活動内容)

第2条 応援団は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 本市の様々な魅力を内外に広く情報発信すること。
- (2) 本市が主催する各種行事への協力に関する事。
- (3) とんだばやしふるさと寄附金事業の推進への協力に関する事。
- (4) 本市の魅力を掲載する媒体の制作誘導及び本市でのイベント等の開催誘致等への支援に関する事。
- (5) 本市に有益な情報の提供に関する事。
- (6) 市政へのアドバイスに関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める活動に関する事。

#### (団員)

第3条 応援団は、次に掲げる団員で構成する。

- (1) ふるさと富田林応援団アンバサダー（以下「アンバサダー」という）
- (2) ふるさと富田林応援団サポーター（以下「サポーター」という。）

2 前項の団員（以下「団員」という。）は、次の各号のいずれの要件にも該当する者とする。

- (1) 18歳以上であること。
- (2) 本市主催の事業、イベント等に可能な範囲で参加できること。
- (3) 本市の各種媒体（広報誌、SNS等）に自身の氏名、肩書、肖像等を掲載できること。
- (4) 自らが主体となって、継続的に活動できること。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、団員になることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 富田林市暴力団排除条例（平成25年富田林市条例第30号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者
- (3) 個人又は特定の団体への利益誘導又は営業、政治、宗教その他特定の私的目的のために活動する者

(アンバサダー)

第4条 アンバサダーは、本市に所縁がある者であつて、経済、産業、学術、スポーツ、文化、芸能、国際交流、ボランティア等の分野で顕著な活躍があるもののうちから、市長が委嘱する。

(サポーター)

第5条 サポーターは、本市外に居住する者であつて、本市を愛し、応援したいと考えているもののうちから、市長が登録する。

2 前項の登録に係る申込みは、ふるさと富田林応援団サポーター登録申込書(様式第1号)を提出する方法又は市長が別に定める方法のいずれかによるものとする。

(団員証の交付)

第6条 市長は、前2条の規定によりアンバサダーとして委嘱又はサポーターとして登録された団員に対し、ふるさと富田林応援団団員証(様式第2号)を交付するものとする。

(任期)

第7条 団員の任期は、市長が委嘱又は登録した日の属する年度の3月31日までとする。ただし、任期満了の日までに辞退の申出がない場合は、任期をさらに1年延長できることとし、以後もまた同様とする。

(団長)

第8条 市長は、応援団の活動を円滑にするため、応援団に団長1名を置くことができるものとする。

(退団)

第9条 市長は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを退団させることができる。

- (1) 本人から辞退の申出があつたとき。
- (2) 第2条各号に掲げる活動を行うことができないと認められるとき。
- (3) 第3条第2項各号に掲げる要件に該当しないと認められるとき。
- (4) 団員としてふさわしくない行為があつたとき。
- (5) 本市の名誉及びイメージを著しく損なつたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

(報酬等)

第10条 応援団の活動は、無報酬で行うものし、この活動に伴う経費及び旅費は、支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、予算の範囲内において、次の各号に掲げるものを必要に応じて支給することができる。

- (1) 市長の要請又は委託に起因する活動に関する経費
- (2) 観光パンフレット、広報誌その他活動に必要な物品

(庶務)

第11条 応援団に関する庶務は、シティセールス担当課において行う。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。